

有限会社 ウェルビーイング 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日～令和7年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後、及び育児休業中に関する各種の制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

● 令和4年10月～産前産後休業、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和4年10月～全社員に対し、「育休復帰支援プラン」について周知する
- 令和4年10月～育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始